

東京・iスマートビジネス専門学校

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、社会人として必要なビジネスに関する専門知識を教授し、外国人に対して日本語を教授することができる知識の習得と人間力を養うことで、グローバル化する我が国において外国人とコミュニケーションを取りながらビジネスができる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東京・iスマートビジネス専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都新宿区西新宿七丁目18番12号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員、学級数)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜・通信別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
商業実務 専門課程	ビジネスコミュニケーション学科 午前部	昼	3年	50	150	6	男・女
	ビジネスコミュニケーション学科 午後部	昼	3年	50	150	6	男・女
	合計			100	300	12	

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校の学年は、原則として4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 学年始め休業日 4月1日から4月8日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月21日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで
- (7) 学年末休業日 3月18日から3月31日まで
- (8) 創立記念日 10月28日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(授業時間数の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時間を単位数に換算する場合には、講義、演習にあつては15時間から30時間をもって1単位、実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 学生が他の専修学校の専門課程、大学等において行った、授業科目の履修等のうち、本校が適当と認めるものについて、本校課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなす。

(始業及び終業の時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻
商業実務 専門課程	ビジネスコミュニケーション学科 午前部	昼	8時50分	12時10分
	ビジネスコミュニケーション学科 午後部	昼	13時10分	16時30分

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 9名以上(専任6名、兼任3名)
- (3) 事務職員 3名以上
- (4) 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に

合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学時期）

第15条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

（入学手続、許可）

- 第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- 2 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
 - 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日からあらかじめ指定された日までに第23条に定めた入学金を添えて手続をとらなければならない。

（編入学、転入学）

- 第17条 校長は本校への入学を志願する者がいるときは、欠員がある場合に限り、選考により相当年次に編入学及び転入学を許可することができる。
- 2 編入学及び転入学は、4月1日とする。

（休学、復学）

- 第18条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、3ヶ月以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、校長の許可を得て復学することができる。ただし、復学時期は年度始めとする。
 - 3 休学できる期間は通算3年間とする。

（退学）

- 第19条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 退学しようとする者が、退学願を受け取った日より1ヶ月以内に退学願を提出しない場合は校長の判断により除籍とする。

（修了、卒業の認定）

- 第20条 各教科について学習評価のための試験を行い、合格した者に対して当該教科の修了を認定する。
- 2 校長は、定められた教科のうち、修了すべき教科を取得した者に対して卒業を認定する。ただし、卒業時に修了すべき教科を取得しない者は、当該教科の修了を認定された時期に卒業を認定する。
 - 3 校長は、卒業を認定した学生に対して卒業証書を授与する。

第5章 賞罰

（褒賞）

第21条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

（懲戒）

- 第22条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。
- 2 懲戒は、訓告、停学、退学及びその他とする。
 - 3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の事由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 入学金、授業料等

(納付金)

第23条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	入学金	授業料	入学検定料
商業実務 専門課程	ビジネスコミュニケーション学科	100,000 円	年額 700,000 円	20,000 円

(納入及び納入の特例)

第24条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第25条 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに納付しない者は除籍とする。

(既納入学検定料等の返還)

第26条 既納入学検定料、入学金及び授業料等は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、各学期が開始される前に休学又は退学した場合には、当該学期の授業料等相当額を、及び入学を許可されたときに授業料等を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、入学検定料及び入学金を除く既納授業料等相当額を、その者の申出により返還する。

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第7章 雑則

(施行細則)

第28条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

細則

(目的)

第1条 この細則は、東京・iスマートビジネス専門学校学則（以下「学則」という）の実施に必要な事項を定める。

(学生の遵法義務)

第2条 学生は、ビジネス教育に関し、関係法令及び関係官庁の指示、通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

(在学年数)

第3条 学則第5条に定める修業年限にかかわらず、在学年数は6年間を限度とする。

(修業週及び修業時限)

第4条 学則第5条に定める学年の基準修業週は、年間40週とし、1週間の修業時限は、20時限を基準とする。1時限の時間は次のとおりとする。

(1) 1時限は45分とする。

(授業の履修方法)

第5条 学則第8条に定める授業の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 授業開始に当たって、授業教科ごと、毎時限ごとに学生個人別の出・欠席を調査し、出・欠席簿に記録する。ただし、遅刻は当該授業を欠席とする。

(2) 必要に応じて、放課後又は休日、若しくは休業中に、補習授業を行うことがある。

(試験)

第6条 各教科の履修効果を評価するため、次の試験を行う。

(1) 学科試験 学科期間終了時に履修効果を評価するために実施する。

(2) 進級試験 1年間の履修効果を評価するために進級時に実施する。

(3) 卒業試験 履修効果を総合的に評価するため、卒業年次を実施する。

2. 試験は、学科については筆記試験を行う。

3. 試験場の入退室は次により行う。

(1) 試験時の遅刻は認めない、ただし正当な理由がある時は試験開始後15分まで認める。

(2) 試験時の退出は試験開始後30分を経過しなければ認めない。

4. 不正行為並びに試験監督の指示に従わなかった場合は、全教科の成績を無効にすると共に学則により処分する。

(評価及び評定)

第7条 学科評価及び評定

(1) 試験により学習評価を行う。

(2) 各教科及び進級試験、卒業試験の合格は100点満点で60点以上とする。

(3) 各学科目の出席時数が授業時間数の3分の2に達しない者は、教科の成績を記録しない。但し、補習等により、必要な時数を補った場合は、成績を記録する。

(4) 各教科の修了認定と評価、評定は次のとおりとする。

評価	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点
評定	AA	A	B	C

(追試験、再試験)

第8条 学生が傷病その他やむを得ない事由により、定められた期日に試験を受けることが出来なかった教科については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

2. 学生が試験に合格出来なかった教科については、本人の願い出により再試験を行うことがある。

3. 追・再試験の手続その他の事項は、次のとおりである。

(1) 追・再試験を受けようとする者は、追・再試験願を提出し、再試験の受験者は所定の試験料

を添えて提出しなければならない。再々試験の受験についても、同様の手続きをしなければならない。

(2) 再試験での合格基準は70点以上とし、評定Cを記録する。

(学習評価の通知)

第9条 各期及び学年の学習評価結果は、学生に通知する。

(進級及び卒業の認定)

第10条 進級及び卒業の認定は、所定の学科のうち、別表に定める修得すべき教科の単位修得した者及び進級、卒業試験に合格した者について、校長が認定する。

各教科の修了は、次のとおりである。

(1) 各教科の定期試験に合格すること。

(2) 各教科の履修時間が、別表に定める授業時数の3分の2以上であること。

(入学試験)

第11条 学則第16条に定める入学試験は、本校指定の入学願書と高等学校等発行の調査書等(成績、出席状況)による書類審査、他とする。

(合格者の決定)

第12条 原則として入学願書と高等学校等発行の調査書による書類選考で合格者を決定するが、必要に応じて面接試験、他を行うことがある。

2. 可否の通知は受験者全員に文書で通知する。

(合格の取消)

第13条 学則第16条に定める入学手続を所定の日時までに完了しない場合には、合格を取り消すものとする。

(欠席、遅刻、公認欠席、忌引等の取扱い)

第14条 傷病、その他やむを得ない事由により、欠席する場合は事前に担任に届け出なければならない。

2. 次の場合は公認欠席とする。

(1) 就職試験

(2) 伝染病発生による出校停止期間

(3) 忌引き

(4) その他校長が認めた場合

3. 近親者死亡に際しての忌引き扱い日数は次のとおりとする。

(1) 一親等血族のうち父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7日

(2) 二親等血族のうち祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3日

(3) 二親等姻族のうち兄嫁、姉婿、弟嫁、妹婿・・・・・・・・・・・・・・1日

(4) 三親等血族(曾祖父母、伯叔父母、甥姪)・・・・・・・・・・・・・・1日

4. 公認欠席者に対して、補習を実施することがある。

(褒 賞)

第15条 学則第21条に定める褒賞は次のとおりとする。

(1) 理事長賞・・・・成績並びに人物が最も優秀と認められた者

(2) 学校長賞・・・・成績並びに人物が優秀と認められた者

(3) 皆勤賞・・・・3年間を皆勤で過ごした者

(4) 精勤賞・・・・3年間の欠席時限が20時限以内の者

(5) 努力賞・・・・3年間を通じ学業等の努力が認められた者

2. 褒賞者は校長が決定し卒業式にて表彰を行う。

(特待生)

第16条 本校の精神を理解すると共に、他の学生の範となる者に対して特待生制度を次のとおり設け、授業料の減免を行う。

(1) A特待生 1年次授業料より¥100,000を減免

(2) B特待生 1年次授業料より¥50,000を減免

2. 特待生認定の試験は入学前に行われる。

3. 選抜方法

(1) 選抜方法 ①入学願書、調査書

②面接

③学科試験等

4. 特待生として認定された後に素行、成績等が特待生にふさわしくないと認められた場合、校長の判断により認定を取り消すことがある。

5. 特待生の認定を取り消された場合、減免されていた学費を過去にさかのぼって納入しなければならない。

(懲戒)

第17条 学則第22条に定める懲戒は、退学処分のほか、情状により次の処分を行うことがある。

(1) 訓告 当該行為者を戒め教える

(2) 謹慎 一定の行為を制限し、反省せしめる

(3) 停学 一定の期間出校を停止させて、反省を求める

2. 次の一つに該当するときは、退学を命ずることがある

(1) 無断欠席が、引き続き10日以上に及ぶとき

(2) いじめ、暴力行為があったとき。

(3) 道路交通法規に著しく違反し、若しくは車両の違法改造など、本校学生として、極めて好ましくない行為があったとき。

3. 懲戒は、校長が職員会議を開催し、出席者の意見を斟酌して決めるものとする。

4. 懲戒処分は、これを学生指導要録に記入するとともに、保護者にその旨を通知する。尚、必要により校内に掲示する。

(集会等の許可制)

第18条 校長の許可なく、学内において政治活動及び宗教活動、集会、演説、文書印刷物の配布、貼付募金、署名、勧誘等を行ってはならない。

(学生納付金)

第19条 学則第23条に定める学生納付金の納期区分は、次のとおりとする。

① 前期：4月～9月

② 後期：10月～3月

2. 納期は当該期の前月6日までとする。

3. 入学金は、前項の定めにかかわらず、指定された期日までにこれを納めなければならない。

4. 授業料は、年額を前期と後期に分割することができる。

5. 学生納付金のほか、必要とする費用は、その都度納めなければならない。

6. 小倉学園の卒業生は、入学金を免除する。

(同窓会)

第20条 本校教育の目的を達成するため、同窓会を設け、会員相互の教育研鑽ならびに親睦をはかるものとする。

附 則

この細則は 平成30年4月1日から施行する。